別添３

エコマーク商品類型 No.127

「消火器 Version1.0」

（財）日本環境協会
エコマーク事務局

1.環境的背景

環境と資源は有限であるとの認識が広く定着している昨今、経済の持続的成長のために循環型経済社会の構築が急務となっている。このような中、消火器は主として金属製の容器と消火薬剤で構成されており、リサイクルを促進するべき分野の一つである。

これまで消防庁では、老朽化消火器に係る事故を防止する観点から、消火器の引き取りを行っている事業者を通じ、消火器の回収指導を行ってきたところであり、消火器メーカにおいても自主的な回収に努めてきたところである。しかし、回収・リサイクルのシステムは十分ではなく、平成 14 年度の消防庁の調査によれば、消火器の年間販売本数 350～450 万本に対し、把握できた消火器の回収本数は約 165 万本に留まっている。また、消火器のメーカ保証年数は 8 年であり、消防庁調査によれば一般家庭の保有粉末消火器の製造・購入後経過年数サンプル調査において、5 割以上の家庭で製造・購入後 5 年以内のものを保有している一方で、10 年以上経過した消火器、経過年数不明の消火器も 20%以上あった。同様に処分したい粉末消火器を保有したままの世帯が 20%以上あったが、このうち処分の仕方がわからないため処分していない世帯が約 70%あり、消火器の事故防止を図る観点からも消火器の回収体制の整備が求められている。

1999 年 12 月に政府が決定した、新千年紀を迎え新しい産業を生み出す大胆な技術革新に取り組むことを目的とした産学官共同開発研究であるミレニアム・プロジェクトでも、情報化、高齢化とともに環境対応がテーマの一つとなっており、循環型社会の早期構築を目指している。これをうけ、消防庁でも消火器に対するリユース・リサイクル率を 60%まで引き上げることを目標としている。

こうした状況を踏まえ、エコマークの新規類型として 1999 年に「再生消火薬剤の使用」に関する提案があり、第 6 回エコマーク類型・基準制定委員会で新類型として選定され、エコマーク商品類型 No.67「オゾン層破壊ガスを使用しないガス消火システム及び装置」の基準の見直しとともに検討することとなった。本商品類型では、消火薬剤への再生材料の有効利用、有害物質の含有、排出、製品の製造工程や廃棄、リサイクル段階などライフサイクル全体を通して環境に配慮した消火器を採り上げた。

2.対象

総務大臣が定める「消火器の技術上の規格を定める省令」（昭和 39 年制定）のうち、粉末(ABC)消火器に該当するもの。エアゾール式簡易消火具、船舶用消火器、航空機用消火器は含まない。

3.用語の定義

再 生 材 料 ： ポストコンシューマ材料およびプレコンシューマ材料またはそれらの混合物。
ポストコンシューマ材料：製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
プレコンシューマ材料：製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、原料として同一の工程（工場）内でリサイクルされるものは除く。
処方構成成分：製品に特性を付与する目的で意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避的に混入する不純物成分は含まない。
リサイクル：マテリアルリサイクルをいう。ただし、エネルギ回収（サーマルリサイクル）は含まない。

4.認定の基準

4-1.環境に関する基準

(1) 消火薬剤は、再生材料を重量比で40%以上使用すること。

(2) 製造にあたって、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを遵守していること。

(3) 製品は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

(4) 包装は、省資源、リサイクルの容易さ、焼却処理時の負荷低減に配慮されていること。
包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

(5) 消火薬剤には鉛、カドミウム、銅、ニッケル、水銀および亜鉛などの重金属を処方構成成分として添加しないこと。

(6) 製品は、回収するシステムが確立されていること。また、そのための情報提供がなされていること。

(7) 回収された消火器は、適正な方法で解体され、金属部分および消火薬剤は、適正にリサイクルされること。ただし、リサイクルできない部分は、適正な方法で処理・処分すること。

4-2.品質に関する基準

(8) 品質については、「消火器の技術上の規格を定める省令」に適合し、合格表示をしていること。

5.認定基準への適合の証明方法

5-1.「4-1.環境に関する基準」の証明方法

各基準への適合を示す付属証明書、証明書を提出すること。

(1) 認定基準4-1.(1)については､消火薬剤中の再生材料の配合量を付属証明書に記載すること。また、再生消火薬剤供給事業者の発行する原料証明書を添付すること。

(2) 認定基準4-1.(2)については､工場が立地している地域の環境法規などを申込時より過去5年間遵守し､違反などのないことについて､製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。また、製品を製造する工場にPRTR法の適用があり、対象となる物質（第一種指定化学物質）を法律で報告義務を定めた規定量以上使用している場合は、物質ごとの排出量および移動量を記載した製品を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

(3) 認定基準4-1.(3)については､製品製造事業者発行の製品の使用材料一覧表を添付すること。

(4) 認定基準4-1.(4)については、包装材料名を付属証明書に記載すること。

(5) 認定基準4-1.(5)については、消火薬剤供給事業者の発行する証明書を添付すること。

(6) 認定基準4-1.(6)については、回収システムの説明資料を提出すること。および使用者が容易に本システムを利用できること（例えば、販売店での回収方法など）を記載した取扱説明書（ユーザマニュアル）などを提出すること。

(7) 認定基準4-1.(7)については、解体の方法、各材料のリサイクルシステム（リサイクル方法およびリサイクル率など)、およびリサイクルできない部分の処理・処分方法を説明する資料を提出すること。

5-2.「4-2.品質に関する基準」の証明方法

(8) 認定基準4-2.(1)については、総務大臣の型式承認書の写しを添付すること。

6.その他

(1)商品区分は、原則としてブランド名（シリーズ名）とし、加圧式、蓄圧式毎および自動車用以外の消火器（住宅用、大型など）、自動車用消火器毎とする。

(2)マーク下段表示は、下記に示す環境情報表示とする。なおエコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容を提出すること。環境情報表示は、左揃えの二段表示を矩形枠で囲んだものとし、一段目に「再生消火薬剤を○○％使用」または「再生消火薬剤を○○％以上使用」、二段目に「回収およびリサイクルシステムを持つ」と記載すること。なお○○％は製品の実際の再生材料使用率をそれぞれ記載するものとする（小数点以下は切り捨てとする）。
また、エコマーク表示の付近にエコマーク認定番号を記載すること。
以下に、一例を示す。

(3)エコマーク認定番号、使用契約者名、及び住所（または住所のかわりに電話番号をエコマーク商品またはその包装・容器に、エコマークと共に表示して下さい。
ただし、ノベルティグッズ、名入れ商品または表示スペースがないなど、エコマーク使用契約者名、及び住所（または住所のかわりに電話番号）を表示することが困難な場合には、エコマークの近傍に、エコマーク認定番号を明記して下さい。なお、この場合は、必ず表示内容をエコマーク事務局に確認して下さい。（エコマーク使用規定第7条）

(4)申込商品は、原則として「難燃剤」、「抗菌剤」の使用のないこと。また、「生分解性プラスチック」の表示のないこと。ただし、特別な事由により使用または表示する場合においては、「エコマーク事業実施要領」に基づく「難燃剤」、「抗菌剤」および「生分解性プラスチックの表示」に関する規定を満たすこと。具体的には、エコマーク商品認定・使用申込書に使用の有無を記載の上、使用のある場合には別紙で規定の書類を添付すること。（「エコマークのてびき」より引用：「エコマーク事業実施要領」第3章第7項に相当する除外規定）

2003年11月 1日　制定（Version1.0）
2008年10月31日　有効期限

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定または商品類型の廃止を行います。

解説　「消火器 Version1.0」認定基準

2003 年 11 月 1 日制定

1.環境的背景の補足

平成 14 年度の消防庁の調査では、消火器回収システムの整備状況が明らかになった。以下の図がその実態を表わしたものである。また、この調査では、回収粉末消火薬剤のリサイクル・リユースについても調査し、その可能性の高さを認めている。
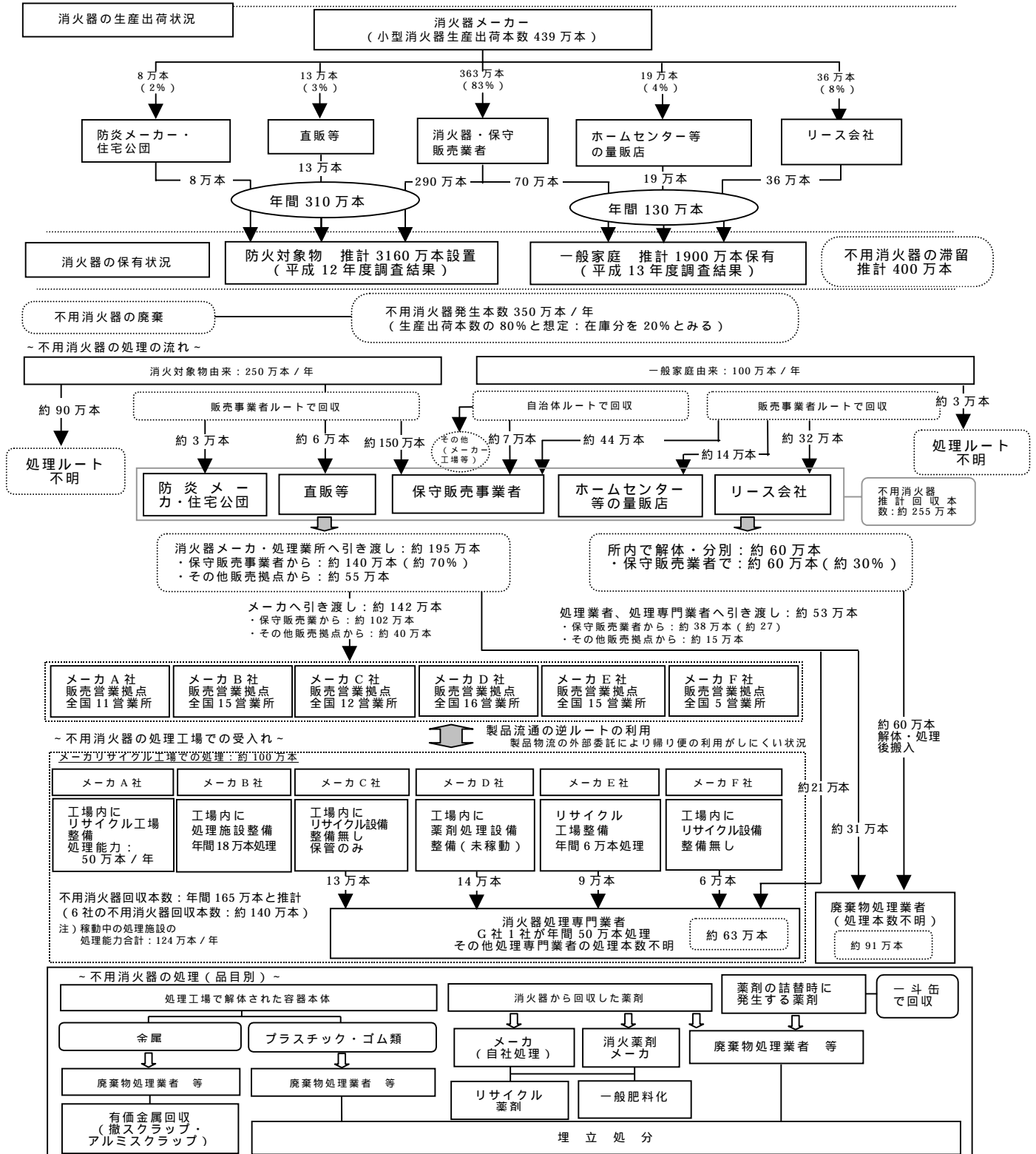
図　消火器の流通・リサイクルの実態 1)

2．対象について

消火薬剤、消火器容器の材質ごとでの商品認定基準策定も検討されたが、ABC 粉末消火器が消火器全体の販売量の 9 割以上を占めること、リサイクルの方法も確立されつつあることにより本商品類型は ABC 粉末消火器を対象とした。

他の消火器具についても検討されたが、スプレー式の消火具は、使用後のスプレー缶に穴を開けた状態であれば不燃ごみとして収集され、解体作業が専門業者に限定される消火器とは回収・リサイクルの方法が大きく異なるため、本商品類型では対象から除いた。船舶用消火器、航空機用消火器は国土交通省の管轄であり、消防庁の管理する消火器とは管理体制が異なり、総務大臣が定める「消火器の技術上の規格を定める省令」には適合しないため、本商品類型では対象から除いた。また、現行のエコマーク商品類型 No.67「オゾン層破壊ガスを使用しないガス消火システム及び装置」の基準の見直しも含めて検討したが、消火システムおよび装置は、ガス系以外の種類が多く存在し、それぞれのシステムおよび装置毎の基準設定が難しく、基準を廃止することとなった。

4．認定の基準について

4－1．環境に関する基準の策定の経緯

基準の設定にあたっては、「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」を用い、環境の観点から商品のライフサイクル全体にわたる環境負荷を考慮した上で、認定基準を設定するに際し重要と考えられる負荷項目が選定され、それらの項目について定性的または定量的な基準が策定される。

商品類型「消火器」において考慮された環境負荷項目は商品ライフステージ「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」に示したとおり（表中○印および◎印）である。このうち最終的に環境に関する基準として選定された項目は A－1、B－5、B－6、B－7、B－8、B－9、C－1、C－7、E－7、F－1、および F－7（表中◎印）である。

なお、表中　　　の欄は検討対象にならなかった項目または他の項目に合わせて検討された項目を示す。以下に環境に関する基準の策定の経緯を示す。

表　「商品ライフステージ環境負荷項目選定表」

環境負荷項目	商品のライフステージ					
	A. 資源 採取	B. 製造	C. 流通	D. 使用 消費	E. 廃棄	F. ﾘｻｲｸﾙ
1．資源の消費	◎		◎	○		◎
2．地球温暖化影響物質の排出		○	○	○		
3．オゾン層破壊物質の排出		○				
4．生態系への影響						
5．大気汚染物質の排出		◎				
6．水質汚濁物質の排出		◎				
7．廃棄物の発生、処理処分		◎	◎			◎
8．有害物質などの使用・排出		◎		○	◎	
9．その他の環境負荷		◎				

A　資源採取段階

◇A－1（資源の消費）

本項目では以下の点が検討された。

（1）再生資源の使用

消火器において再生資源が使用できる部材としては、容器、充填薬剤、ホースなどが検討された。本体や周辺部品に再生材料を使用することも検討されたが、消火器にとっては消火機能もさることながら、消火器本体の安全性の確保や耐久性の観点から、今回は基準とするには至らなかった。本項目は、現在、消火薬剤の再利用は ABC 粉末消火器のみが適用可能であるため、本商品類型では ABC 粉末消火器のみが対象となった。現在、実現可能な数値として消火薬剤の再生材料使用率は 40%としたが、今後のリサイクル技術の向上、未使用、使用済み消火器の回収率の状況に伴い見直していくこととした。

B　製造段階

◇B－2（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）エネルギ消費が少ないこと （2）無塗装化による消費熱量の削減

（1）容器の素材となる鉄とアルミの製造段階でのエネルギ消費量、また消火器容器に成形する段階でのエネルギ消費量を比較しようとしたが、正確なエネルギ消費量の算出が困難であるため、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

（2）無塗装化の方法として現在シールで代用する方法が用いられている。しかし、塗装にかかる環境負荷とシール使用にかかる環境負荷の比較は困難であるため、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

◇B－3（オゾン層破壊物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）特定フロン、代替フロンの発生、排出がないこと

特定フロン、代替フロンは消火器の製造段階で排出されることはないため、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

◇B－5（大気汚染物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）大気汚染物質の発生、排出がないこと

関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇B－6（水質汚濁物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）水質汚濁物質の発生、排出がないこと

関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇B－7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

（1）廃棄物の発生が抑制されていること

関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇B−8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）有害物質の使用、排出がないこと

関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

◇B−9（その他の環境負荷）

本項目では以下の点が検討された。

（1）騒音、悪臭、振動の発生がないこと

関連する環境法規および公害防止協定などを遵守することで、環境への負荷が低減されると判断され、本項目は基準を策定する項目として選定された。

C　流通段階

◇C−1（資源の消費）および C−7（廃棄物の発生・処理処分）

（1）包装、流通用容器は、繰り返し使用、またはリサイクルできること

包装の減量化については、資源の消費、廃棄物の排出・廃棄の観点から環境に関する基準の設定が必要と判断されたため、本項目は基準を策定する項目として選定された。しかし、包装、流通用容器の繰り返し使用を検討した結果、現段階では困難なため、包装については、省資源、リサイクル、焼却処理時の環境負荷に配慮することのみを基準に明記した。

◇C−2（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）積載効率の向上による化石燃料の低減に努めること

流通段階の積載効率の向上については、運送業者の対応に左右され、製造側からのコントロールは困難であるため、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

D　使用消費段階

◇D−2（地球温暖化影響物質の排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）二酸化炭素の使用、放出がないこと

二酸化炭素消火器の使用時には二酸化炭素の放出が起こる。当初、粉末消火器以外の消火器も検討したが、二酸化炭素消火器は、本基準の対象としないこととした。

また、粉末消火器の加圧ガスボンベに使用されるガスについても議論があった。一般的に二酸化炭素が用いられているが、投入時に使用するエネルギや環境付加を窒素ガスと定

量的に比較することが難しいこと、二酸化炭素の回収利用もコスト的に難しいこともあり、本項目は基準を策定する項目としては選定されなかった。

E　廃棄段階

◇E－8（有害物質などの使用・排出）

本項目では以下の点が検討された。

（1）焼却処理する場合に有害なガスを発生させないこと
（2）埋立処理する場合に周辺への環境影響のないこと

（1）については、環境負荷の低減の上で重要であり、環境に関する基準の設定が必要と判断されたため、本項目は基準を策定する項目として選定された。環境に関する基準では、焼却などの際に有害性を発現する塩素などのハロゲン系の元素を処方構成成分として添加していないこと明記した。

（2）については、環境負荷の低減の上で重要であり、環境に関する基準の設定が必要と判断されたため、本項目は基準を策定する項目として選定された。粉末消火器の重金属含有量の基準値はドイツの環境ラベルである、ブルーエンジェルの「有害物質含有量の少ない消火器」の基準より適用についても検討した。しかし、現在市場にでている消火器にはブルーエンジェルの基準設定値を上回る含有もあり、その成分を除去することは非常に困難である。従って、本基準では再生薬剤に新たに鉛、カドミウム、銅などの重金属を処方構成成分として添加しないこととした。

F　リサイクル段階

◇F－1（資源の消費）および F－7（廃棄物の発生・処理処分）

本項目では以下の点が検討された。

（1）リサイクル率が高いこと
（2）回収ルートが確立されていること
（3）消費者がリサイクルしやすいシステムがあること

（1）本項目はリサイクルの促進のため、基準を策定する項目として選定された。リサイクル率の設定について検討した結果、再生消火薬剤を使用したエコマーク商品をさらにリサイクルすることにより、複数回消火薬剤のリサイクルを繰り返すこととなる。現在、複数回リサイクルされた消火薬剤についての安全性が確認されていないことから、今回はリサイクル率の設定は行わなかった。今後のリサイクル技術の向上により、見直しも検討する。

（2）（3）平成 14 年度の消防庁の調査では、消火器の年間販売本数 350～450 万本に対し、把握できた消火器の回収本数は約 165 万本と約 1/3 程度である。回収・リサイクルシステムの整備はリサイクルを促進するために重要であり、本項目は基準の策定が必要な項目として選定された。費用負担、回収方法について検討されたが、現在ある消火器の回収システムは、消費者から回収の要請があった場合、自社製品以外も引取ることとなっており、回収費用を消火器販売時の価格に上乗せする場合、製造事業者と回収する製造事業者が一致せず、上乗せした回収費用が還元されないという結論から、回収費用についてはエコマークとして審査せず、製造事業者の判断に委ねることとなった。

参考文献

1)「消火器・防炎物品のリサイクル推進検討報告書（消火器編）」，　2003.3　消防庁

付属証明書

No.127ver1.0

年　　月　　日

（社名）　　　　　　　　　**印**（社印を捺印）

＜付属証明書の作成方法＞

1．申込製品に関する必要事項を「記入欄」に記載して下さい。
「記入欄」に網かけがある「項目」は記入不要です。

2．「添付証明書」欄の各証明書を用意して下さい。各証明書は、本付属証明書と併せてエコマーク商品認定・使用申込時に提出して下さい。
「添付証明書」に網かけのある「項目」は、添付証明書の提出は不要です。

3．各証明書の作成は（記入例）を参照して下さい。

4．「添付証明書」の作成は「添付証明書の発行者」欄を確認して下さい。

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
用途・種類	□蓄圧式　□加圧式 □自動車用以外　□自動車用 (該当する事項をチェックして下さい)	商品のパンフレットなど	申込者
製品を開発した会社	□他社　□自社 (該当する事項をチェックして下さい)	他社開発製品の場合、申込承諾書	消火器製造事業者
6.(2)エコマーク表示予定箇所、マーク下段の環境情報表示、認定番号の表示		表示予定設計図（書式自由・原稿	申込者
6.(3)エコマーク使用者名および住所の表示（使用規定第7条）			

4-1．環境に関する基準

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4－1.(1) 消火薬剤中の再生材料の配合量	（　　　　%　）	原料証明書（記入例1）	再生消火薬剤供給事業者
4－1.(2) 環境法規の遵守		証明書(記入例2)	最終製造工場の工場長
	PRTR 法の第一種指定化学物質の報告義務を定めた物質の使用 □規定上以上使用あり　□使用なし (該当する事項をチェックして下さい)	「使用あり」の場合排出量および移動量を記載した証明書（記入例3） ※国等に報告している書類の写しでも可。	
4－1.(3) 製品へのハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を添加の有無	処方構成成分として □添加なし　／□あり (該当する事項をチェックして下さい)	製品の使用材料一覧表(記入例4) ※検定時に提出資料（別記様式第1号の1(第2条関係)）の写しでも可。	製品製造事業者

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4−1.(4) 包装	包装材料の材質名 （　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） ハロゲンを含むポリマおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として □添加なし　□あり (該当する事項をチェックして下さい)	なし	
4−1.(5) 消火薬剤の重金属の添加		証明書(記入例 5)	消火薬剤供給事業者
4−1.(6) 製品の回収		回収システムの説明資料、および使用者が容易に本システムを利用できること記載した取扱説明書（ユーザマニュアル）	申込者
4−1.(7) 製品のリサイクル		解体の方法、各材料のリサイクルシステム（リサイクル方法およびリサイクル率など)、およびリサイクルできない部分の処理・処分方法を説明する資料	申込者

4-2. 品質に関する基準

項目	記入欄	添付証明書	添付証明書の発行者
4−2.(1) 製品の品質		型式承認書の写し	

記入例１

２００×年×月×日

本証明書の発行日

△△株式会社
△△部　△△△△　殿

本証明書の宛先
エコマークの申込者が製造する場合：
（財）日本環境協会　エコマーク事務局長　宛

申込者と製造者が異なる場合：
申込者　宛

○　○株式会社　社 印 (角印)

証明書
発行者名

原料証明書

再生消火薬剤（例　市場から回収した長期経過消火器の消火薬剤から抜き取り再生した消火薬剤）を（エコマーク製品製造事業者名）に供給していることを証明致します。

認定基準　「３．用語の定義」の再生材料のうち、ポストコンシューマ材料、プレコンシューマ材料のどちらにあたるのか、詳細に記述して下さい。

以上

記入例２

＊発行者は、最終製品製造工場長
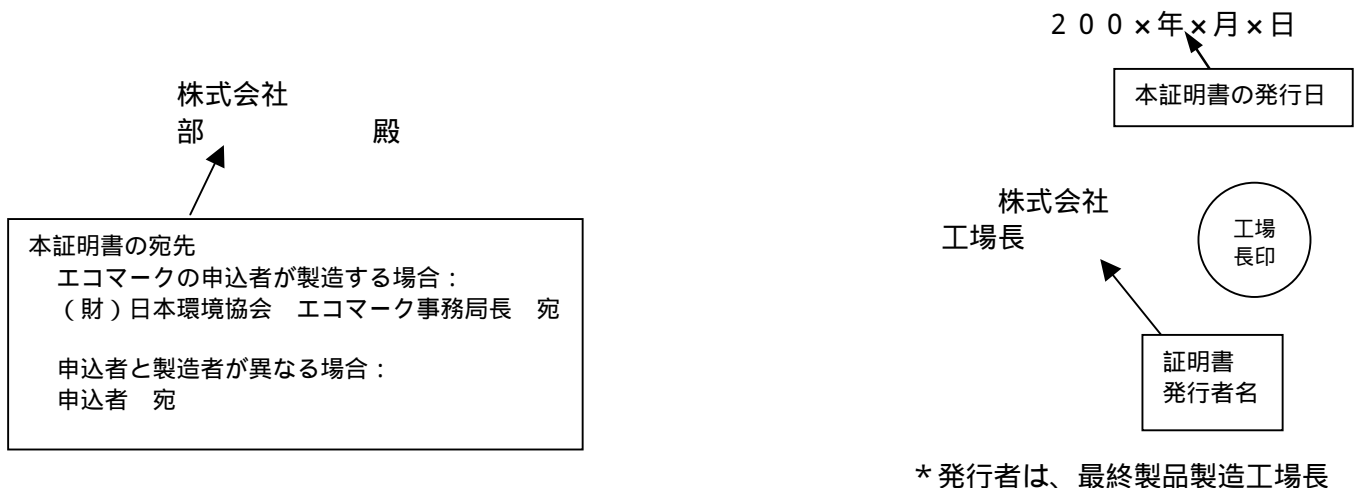
<u>環境法規遵守証明書</u>

*（申込商品最終工程の製造会社）*は*（申込商品名）*の製造にあたって、下記のことに適合していることを証明します。

記

製造工程において、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定などを申込時より過去５年間（※）遵守していること。

関連法規　例　大気汚染防止法
水質汚濁防止法
騒音規制法
振動規制法
悪臭防止法
} 工場が該当する法律名を記載すること

○○県○○環境保全条例
○○市公害防止協定
} 工場の立地する地域の条例や協定が存在する場合にはその名称を記載すること

また、製造工程において、代替フロンの使用はありません。

以上

（※）創業以来違反がないという内容でも結構です

<u>発行者が工場長以外の役職の場合は、工場長の役職に相当する、もしくは工場長の役職を兼務していることを必ず明記してください。</u>
<u>本証明書の発行日の有効期限は、製品のエコマークへの申込より３ヶ月程度とします。</u>

記入例３

PRTR 法に基づく化学物質の排出量・移動量の報告

*（申込商品名）*は、「特定化学物質別の環境への排出量の把握等及び管理改善の促進に関する法律（PRTR 法）」に定める第一種指定化学物質のうち、下表の物質について、報告義務を定めた規定量以上使用しているため、その排出量および移動量を下記に報告します。

記

単位：　t　/年

政令番号（物質番号）	CAS No.	物　質　名	大気への排出	公共水域への排出	土壌への排出	**排出量の合計**	**移動量合計**
合計							

以上

<u>発行者が工場長もしくは工場長の役職にあたるもしくは兼務していることを必ず明記してください。</u>

記入例４

２００×年×月×日

製品への使用材料に関する証明書

製品に使用している材料は下表の通りであることを証明致します。

部　　位		材　　質
容　　器	上鏡板	
	胴体	
	下鏡板	
バルブ		
キャップ		
口金		
ノズル		
ホース		
ホーン		
ガス導入管		
消火薬剤		
その他にありましたら、以下にご記入下さい。		

材質の記入例：アルムニウム、天然ゴム、ポリエチレンなど

以上

記入例５

２００×年×月×日

△△株式会社
△△部　△△△△　殿

消火薬剤の化学物質に関する証明書

貴社に供給している消火薬剤（再生消火薬剤　○○%使用）には、鉛、カドミウム、銅、ニッケル、水銀および亜鉛などの重金属を処方構成成分として添加していないことを証明致します。

以上

「消火器Version1.0」認定基準案への意見と回答

	意見箇所	意見内容	回答
1	4-1.(1)	過去10年間での工業会による回収された消火器の割合は、年平均で21．6%となっている。回収消火器の薬剤のうち80%が再用可能であるとすると、平均で17．3%の消火薬剤が再生薬剤となる。従って、基準案の40%は困難である。工業会としても今後は消火器の60%回収を目指しているが、現状の回収量を勘案し、本基準では20%に引き下げして欲しい。これにより多くの消火器にエコマークが付くこととなり、消費者が環境問題を認識する上でも有効である。	エコマークは同様の機能を持つ商品のうち、より環境に負荷の少ないものを認定しております。貴意見では再生薬剤を20%とした場合、消火器のほとんどにエコマークを認定することとなり、エコマークの主旨に反することとなります。従って、原案の通りといたします。ご意見の通り、多くの方々にエコマークを認知していただき、環境意識を高めていただくことも重要なことと考えております。事務局としては、消火器に限らず、さまざまなエコマーク商品を通じて、エコマークの普及を図るように努めて参ります。
2	4-1.(6)	使用後の消火器の回収が有償であるならば、消費者が分かり易いように回収料金等を明示すべきである。また回収に関する情報については、取り扱い説明書ではなく、消火器本体に明示したほうが良い。	回収に関しては消火器容器本体に、①回収方法、②問い合わせ先を明示することとします。ただし、回収料金表示は困難な点も多く、記載しないこととしました。
3	5-1.(1)	「再生材料供給業者」を「再生消火薬剤供給事業者」へ改称すべきである。現状の表現では、個々の販売店等を含むと解釈されるおそれがあり、専業業者に特定すべき。	ご意見に基づき表現を修正しました。
4	5-1.(5)	意見3に同じ	ここで言う薬剤にはバージン原料についても含まれており、従って原案通りとします。
5	付属証明	基準本文に合わせて、証明書中の「回収原料」を「再生消火薬剤」と、および「エコマーク商品製造者名」を「エコマーク製品製造事業者名」と改称すべきである。	ご意見に基づき表現を修正しました。
6	その他	消火器の容器については積極的に再生原料を使用すべきである。また容器にその旨の表示を行うべきである	WGでの検討の結果、消火器については安全性の問題も大きいことなどから、再生原料の使用については基準としないことになりました。なお、本項目については、解説にも記載することとしました。

意見者　2名　(6件)